

高知大学土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業規則

令和5年3月17日
規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学が実施する土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業」とは、高知大学が平成20年度文部科学省科学技術振興調整費により採択された事業から自立し、同事業の教育プログラム等を継続しつつ、さらに発展させるものとして立ち上げた事業（以下「土佐FBCIV」という。）をいう。

(目的)

第3条 土佐FBCIVは、社会人を主な対象として、高知大学の教育・研究の成果を活かした学習機会を提供し、高知県の食品産業に競争優位性をもたらす研究開発人材を育成することを目的とする。

(事業期間)

第4条 土佐FBCIVの事業期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(事業の実施)

第5条 土佐FBCIVは、各学部等の協力を得て、次世代地域創造センターにおいて実施するものとする。

2 事業の実施に関し、必要な事項は次世代地域創造センター長（以下「センター長」という。）が、別に定める。

(運営組織)

第6条 土佐FBCIVの企画・運営に関する事項を審議するため、次世代地域創造センター運営戦略室会議の下に、土佐FBCIV企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）を置く。

2 企画運営委員会に関し、必要な事項はセンター長が、別に定める。

(講習料)

第7条 土佐FBCIVは、講習料を徴収する。

2 講習料の額は、センター長が別に定める。

3 既納の講習料は、原則として返還しない。

(協賛及び協賛金)

第8条 土佐 FBCIVは、協賛及び協賛金を募集し、受け入れることができる。

2 協賛及び協賛金に関する事項は、センター長が、別に定める。

3 既納の協賛金は、原則として返還しない。

(修了)

第9条 土佐 FBCIVの所定のコースを修了した者には、修了証書を授与することができる。

(評価)

第10条 土佐 FBCIVの活動にあつては、第4条に定める事業期間内に1回以上、外部評価を受けるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 高知大学土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業規則(平成29年規則第57号)は、廃止する。